

# 令和6年度介護等体験 社会福祉施設での体験申込について

令和6年度の介護等体験の実施については、令和5年度から引き続き、特例の適用期間延長が文部科学省にて検討されております。

本学では正式に適用期間の延長の通知がなされた場合は、昨年度と同様に代替措置を適用した学修で対応する予定である旨、2月上旬のお知らせでも案内済みです。

しかし、現時点（3/1）でも通知がないため、茨城県内の社会福祉施設での体験実施に関する申込の受付を開始いたします。

**◆ 6月～9月に茨城県内の社会福祉施設で介護等体験を希望する者は、以下に留意し、所定の手続き（申込み）を行ってください。（締切まで時間がないので注意ください。）**

①令和6年度介護等体験実施要項を所属支援室で受取り、内容をよく確認ください。冊子体は数に限りがあり、データ版をmanaba（コース名：教職課程（中・高・養護）、コースナンバー：xx20223）に掲載するので、適宜利用ください。なお、申込日程等は要項より変更となっているため、併せてTWINS 掲示板も必ず確認ください。

②クラス担任の面談が必要です。（面談を受けたら、所定用紙（介護等体験申込書（様式2））の所定欄にクラス担任の署名をもらってください。）

③別紙「参加資格について」及び「麻疹（はしか）に関する連絡」もよく確認し、書類を提出ください。

④希望者数が受入れ可能人数を上回った場合、介護等体験に全員が参加できないことがあります。その場合は、体験の決定にあたり、必ず年度内に体験が必要となる卒業年次の学生を優先します。

⑤申込受付中又は、受付後においても、特例の適用期間延長の通知があった場合は代替措置へ切り替えとなる可能性があります。

⑥附属特別支援学校での介護等体験（2日間）については、別途3月下旬頃に参加申込日程を掲示いたします。

◆茨城県内の社会福祉施設での介護等体験（5日間）申込スケジュール

回	体験期間	申込書提出 締切日	体験費用の 払込期間	体験費用金 額・振込先	提出先	割当決定 予定日
1	6月～9月	3月13日（水）	4月以降予定	振込用紙によ り 郵便局へ 8,000円	所属支援室 学群教務	4月中旬
2	10月～2月	7月上旬予定	6月以降予定			8月中旬

※6月体験希望者は、2月の定期健康診断を受診する者及び、自費で医療機関において健康診断を受診できる者に限ります。代替措置へ切り替えとなる可能性がありますので、ご注意ください。

※体験費用の払込期間については後日 TWINS 掲示板にて指示しますので、そちらに従い、申込書提出時には払い込まないこと。

※体験日決定後の日程等の変更は出来ないの、十分考慮の上申込みを行うこと。

令和6年3月 社会連携課教職教育担当

# 令和6年度茨城県内の社会福祉施設での 介護等体験への参加資格について

令和6年度介護等体験への参加資格は以下のとおりです。

学群生（卒業者含む。）及び大学院生（修了者含む）が対象となります。

なお、介護等体験を行う時点で、本学の正規生（学群生または大学院生）でない場合は、学群の科目履修生としての身分が必要です。

## ◆茨城県内の社会福祉施設での介護等体験（5日間）への申込み資格

- ① 教職科目「介護等体験の意義」単位修得者  
（大学院生・科目等履修生は、「特別支援教育」または「障害児指導法」単位修得者）
- ② 令和6年2月又は4月の定期健康診断を受診した者（胸部X線は必須）  
（施設の指示により健康診断書を提出することになるので、定期健康診断を受診していない者は、その際に医療機関において健康診断を実施すること）  
※6月に参加する場合は、2月の定期健康診断を受診した者及び、自費で医療機関において健康診断を受診できる者に限る。代替措置へ切り替えとなる可能性があるので、自費で受診する者は留意すること。
- ③ 麻疹（はしか）に関する確認資料を、申込書提出時に各支援室に提出できる者
- ④ 「学研災付帯賠償責任保険」に加入した者  
※現時点で未加入の者の加入については、後日掲示にてお知らせします。
- ⑤ クラス担任等の面談を受けた者（申込書の所定欄に署名と捺印をもらうこと。）  
※科目等履修生は所属の学群・学類の教職課程委員の面談を受けること。
- ⑥ 介護等体験費 8,000 円を支払い、「振替払込受付証明書」を提出した者  
※払込開始期間は後日掲示にてお知らせします。申請時に払いこまないように注意してください。

## ◆注意事項

- ・麻疹（はしか）に関する確認書類については、確認書類として取り扱うための条件があります。別紙『令和6年度介護等体験における麻疹（はしか）に関する連絡（重要）』を確認し、条件が満たされているかどうかチェックをしてください。
- ・健康診断は胸部X線の検査が必須となります。
- ・介護等体験への参加申込みは、『介護等体験実施要項』を十分確認したうえで行ってください。
- ・体験先でインフルエンザ等の感染症が発生した場合、急遽体験取消となる可能性があります。
- ・不明な点がある場合には、所属支援室の学群教務担当、または、社会連携課教職教育担当（kyoumen@un.tsukuba.ac.jp）まで問い合わせてください。
- ・教員免許の一括申請を希望する場合には、4年次の10月までに全ての体験を終了し、介護等体験証明書を得ておくこと。

# 令和6年度介護等体験における 麻疹（はしか）に関する連絡（重要）

本学では、介護等体験へ参加する者について、麻疹の抗体検査の検査結果や麻疹ワクチンの接種状況を確認してから参加となります。

介護等体験希望者は、以下の参加資格を確認し、遺漏なく関係書類を提出すること。

## 参加資格

次の①～③のいずれかに該当する者

- ① 過去に麻疹ワクチン（麻疹風疹混合ワクチン（MRワクチン）可、以下同様）を  
2回接種した者
- ② おおむね10年以内に麻疹ワクチンを接種した者
- ③ 過去2年以内に、医療機関で麻疹の抗体検査を実施した者で、検査結果が「陽性（+）」  
の者

## 確認書類の提出

■上記①②の者は、母子手帳の写し、医療機関等の証明書の写しなど、麻疹ワクチン接種をしたことがわかる書類を、A4サイズにコピーしたものを提出すること。

（①の者は、2回分の確認書類の提出が必要）

■上記③の者で検査結果が「陽性（+）」の者は、検査結果の明細等（検査結果がわかるもの）を、A4サイズにコピーしたものを提出すること。

※現在、本学保健管理センターでは麻疹の抗体検査及びワクチンの接種は行っていません。

※確認書類（A4サイズでコピー）には、提出者が分かるように、余白に所属学群・学類、学籍番号、氏名を必ず記載すること。（所属等の記入が無い場合、提出者不明として未提出扱いになります）

また、原本での提出は受け付けない。必ず写しを提出すること。

※確認書類が複数枚になる場合は、書類の左上をホチキス留めすること。

**確認資料の提出時期：申込書提出時。**

※附属学校での体験については、抽選会を実施する場合は抽選会参加時となります。

令和6年2月 社会連携課教職教育担当  
本部棟2階 (kyoumen@un.tsukuba.ac.jp)